

身体的拘束等適正化に関する指針

社会福祉法人 英会

1 身体的拘束等適正化に関する理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ちケアの実施に努めます。

2 身体的拘束禁止の規定

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限することを禁止いたします。

(緊急・やむを得ない場合の例外)

利用者個々の、心身の状況を勘案し、例外的に以下の要素を満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- イ 利用者本人又は、他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ロ 身体拘束を行う以外に方法がないこと。
- ハ 身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

3 身体的拘束等適正化の基本方針

(1) 身体的拘束の原則禁止

(2) やむを得ず身体的拘束を行う場合

利用者本人又は、他の利用者等の生命又は身体を保護する為の措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、上記の(緊急・やむを得ない場合の例外)によること。又、本人家族への説明同意を得て行います。そして主治医をはじめ身体的拘束適正化検討委員会に諮り観察を行うと共に経過観察を行い早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) 利用者の行動・尊厳ある生活に努め意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた生活の支援を行います。

4 身体的拘束等適正化に向けた体制

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置

(2) 身体的拘束適正化検討委員会の構成員
管理者・その他の職員等

(3) 身体的拘束適正化検討委員会の開催

定期開催を最低3ヶ月に1回以上行います。

身体的拘束が必要な状況となった場合、随時委員会を開催し検討します。

5 やむを得ず身体拘束を行う場合

(1) 管理者を中心に身体的拘束適正化検討委員会を(最低3ヶ月に1回以上)開催して検討します。

(2) 利用者や家族に対し（切迫性が高い、代替がない、一時的か等）の改善に向けた取り組み方法を説明し、理解が得られるよう努めます。

(3) 記録と再検討

利用者の心身の状態等の観察・やむを得なかった理由などを記録し、身体的拘束の早期解除に向け、随時検討その記録を5年間保存します。

6 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体的拘束要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束を解除します。その場合には、本人及び家族に報告します。

7 身体的拘束等適正化に向けた役割

身体的拘束等適正化に向け、管理者をリーダーにそれぞれの職員が役割に責任を持って対応します。

8 身体的拘束適正化に向けた、改善の為の教育・研修

身体的拘束等適正化に向けた、改善の為に必要な教育・研修を（年2回）実施します。

9 身体的拘束適正化に関する指針の閲覧

この指針は、当施設内において、閲覧することが出来ます。

この指針は、平成26年11月1日より施行する。

緊急やむを得ない場合の身体拘束に関する同意書

利用者名 _____ 様

- 1 あなたの状態が下記の①②③の全てを満たしている為、緊急やむを得ず、最小限の拘束を行います。ただし、下記の①②③の全てを満たしていない場合は身体拘束を行いません。
- 2 身体拘束を解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

- | |
|---|
| ① 利用者さまご本人または、他の利用者さまの生命または身体が危険にさらされる切迫性が著しく高い |
| ② 拘束その他の行動制限を行う以外に代わる代替法が無い |
| ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである |

拘束の目的	
拘束が必要な理由	
拘束開始及び解除予定	
拘束の時間	
拘束の方法 【場所・拘束部位など】	
拘束すべき心身の状況	

上記の通り実施させていただきます。

年 月 日

社会福祉法人 英会
栄華の里

管理者 印

ご家族記入欄

上記件について説明を受け、同意しました。

年 月 日

氏名 印
(ご本人との続柄)